

土地区画整理事業の清算金について

所有権移転に伴い、区画整理事業終了後に清算金が生じた場合の徴収又は交付については、（買主・売主）に帰属することで取り扱うものとします。

館林都市計画事業西部 第一南・第一中・第二 土地区画整理事業

施行者 館 林 市

代表者 館 林 市 長 多 田 善 宏 様

令和 年 月 日

買主（新所有者）

住所

氏名

㊟

売主（旧所有者）

住所

氏名

㊟

※土地の表示

館 林 市

m²